

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成19年11月8日(2007.11.8)

【公開番号】特開2005-125775(P2005-125775A)

【公開日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2005-019

【出願番号】特願2004-286625(P2004-286625)

【国際特許分類】

B 32 B 9/00 (2006.01)

B 32 B 27/20 (2006.01)

【F I】

B 32 B 9/00 A

B 32 B 27/20 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月21日(2007.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表層側から、透明又は半透明の熱可塑性フィルム層、鏡面状金属光沢層、および支持基材層がこの順に積層された成形用積層シートであって、該支持基材層が平均粒径4μm以下の無機フィラーを含有する熱可塑性樹脂であることを特徴とする成形用積層シート。

【請求項2】

前記支持基材層がポリプロピレン樹脂を主成分とする熱可塑性樹脂である請求項1記載の成形用積層シート。

【請求項3】

前記鏡面状金属光沢層が金属薄膜細片を含有するインキ層である請求項1または2記載の成形用積層シート。

【請求項4】

前記鏡面状金属光沢層が金属蒸着層である請求項1または2記載の成形用積層シート。

【請求項5】

前記支持基材層中の前記無機フィラーの含有量が5質量%～60質量%である請求項1～4のいずれかの請求項に記載の成形用積層シート。

【請求項6】

前記無機フィラーがタルクである請求項1～5のいずれかの請求項に記載の成形用積層シート。

【請求項7】

前記支持基材層がゴム状樹脂を含有する請求項1～6のいずれかの請求項に記載の成形用積層シート。

【請求項8】

前記鏡面状金属光沢層の膜厚が5μm以下である請求項1～7のいずれかの請求項に記載の成形用積層シート。